

鳥取市空家等の適切な管理に関する条例及び鳥取市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年11月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第29号

鳥取市空家等の適切な管理に関する条例及び鳥取市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

(鳥取市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取市空家等の適切な管理に関する条例(平成25年鳥取市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第10条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第12条中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第13条中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

(鳥取市空家等対策協議会条例の一部改正)

第2条 鳥取市空家等対策協議会条例(平成26年鳥取市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1項第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第2号中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同項第3号中「第14条第9

項」を「第22条第9項」に改め、同項第4号中「第16条」を「第30条」に改める。

第3条第2項第1号中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。